

平成 29 年 8 月 30 日
自動車局審査・リコール課

タカタ製エアバッグの更なるリコール改修促進策について

タカタ製エアバッグのリコール改修を促進するため、異常破裂する危険性が高い未改修車両については車検で有効期間を更新しない措置を講じることとし、8月30日より1ヶ月間パブリックコメントを実施します。なお、施行時期は平成30年5月を予定しております。

1. 背景・目的

タカタ製エアバッグは、ガス発生装置（インフレーター）が異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成 21 年以降リコールを実施しているところです。

これまで、未改修車に対し車検時に警告文の交付を行う等の改修促進の取組を進めていますが、本年 7 月の国内の改修率は 78.1% であり、なお約 410 万台の未改修車があること、異常破裂による死者が全世界で少なくとも 18 人を数え、一刻も早い改修が必要であること等を踏まえ、これまでの取組に加え、新たに、異常破裂する危険性が高い未改修車については、車検で有効期間を更新しない措置を講じます。

2. 未改修車両を車検で有効期間を更新しない措置の概要

(1) 対象範囲

施行日までに車検時に警告文を交付するなど既にユーザーに対して改修の必要性について周知している、平成 28 年 4 月以前にリコール届出されているものであって、異常破裂する危険性が高い特定のインフレーターを使用したエアバッグを搭載した未改修車（以下「措置対象未改修車」）を対象範囲とします（約 170 万台）。

詳細は、別紙 1 のとおりですが、お持ちの車が今回の措置の対象となるかの確認は、別紙 2 に掲げる自動車メーカーにお問い合わせ下さい。

(2) 措置の方法

- ① ユーザーやディーラー以外の整備工場は、自動車メーカーが HP に構築する検索システムを活用し、車検を受けようとする車両が措置対象未改修かどうかを確認します。該当する場合には、ディーラー等にて改修を行った上で車検を受けることとなります。
- ② 車検申請を受けた運輸支局等においては、自動車登録検査業務電子情報処理システム等を活用して、措置対象未改修車両の場合は車検で有効期間を更新しないこととします。

3. パブリックコメント

受付期間：平成 29 年 8 月 30 日（水）から平成 29 年 9 月 29 日（金）まで（必着）

詳細：電子政府の総合窓口（e-Gov）「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

【お問い合わせ先】

自動車局審査・リコール課 今村、島川

TEL: 03-5253-1111（内線: 42363）、夜間直通 03-5253-8597

対象範囲

平成28年4月以前にリコール届出されているものであって、異常破裂する危険性が高い特定のインフレーターを使用したエアバッグを搭載した、次のリコールの未改修車を対象範囲とします(約170万台)。

- ① 原因が特定されたリコール
- ② 予防的リコールのうち、国内で異常破裂したインフレーターと同じタイプを使用した、次のエアバッグを搭載した車両に係るリコール

運転席：平成22年以前の仕様のSDIタイプのインフレーターを使用したエアバッグ

助手席：平成22年以前の仕様のSPIタイプのインフレーターを使用したエアバッグ

[いすゞ自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
コモ	平成13年6月～平成20年12月

[株式会社 SUBARU]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
レガシィ	平成15年4月～平成16年2月
インプレッサ	平成16年1月～平成19年4月

[ダイハツ工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
ミラ	平成14年12月～平成19年11月
エッセ	平成17年11月～平成23年3月
ハイゼット	平成16年11月～平成22年5月
ハイゼット デッキバン	平成17年1月～平成19年11月

[トヨタ自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アベンシス／アベンシスワゴン	平成15年9月～平成20年5月
アルファード G/V／ハイブリッド	平成14年5月～平成20年3月
アレックス	平成12年11月～平成18年10月
イプサム	平成13年4月～平成20年12月
ヴィッツ	平成14年12月～平成20年12月
ヴェロッサ	平成12年11月～平成16年10月
ヴォクシー	平成13年11月～平成19年5月
ヴォルツ	平成14年5月～平成16年3月

オーハ°	平成 14 年 5 月 ~ 平成 17 年 4 月
ガイア	平成 13 年 4 月 ~ 平成 16 年 8 月
カローラ	平成 12 年 7 月 ~ 平成 18 年 10 月
カローラフィールダー	平成 12 年 7 月 ~ 平成 18 年 9 月
カローラランクス	平成 12 年 8 月 ~ 平成 18 年 10 月
サクシード	平成 14 年 6 月 ~ 平成 20 年 12 月
ソアラ	平成 13 年 4 月 ~ 平成 17 年 7 月
ノア	平成 13 年 11 月 ~ 平成 19 年 5 月
ブレビス	平成 13 年 5 月 ~ 平成 19 年 6 月
プロボックス	平成 14 年 6 月 ~ 平成 20 年 12 月
ベルタ	平成 17 年 11 月 ~ 平成 20 年 12 月
マークII	平成 12 年 9 月 ~ 平成 16 年 10 月
マークIIブリット	平成 13 年 12 月 ~ 平成 19 年 6 月
RAV4 J/L	平成 15 年 7 月 ~ 平成 17 年 10 月
WiLL サイファ	平成 14 年 9 月 ~ 平成 17 年 7 月
WiLL VS	平成 13 年 4 月 ~ 平成 16 年 4 月

[レクサス(トヨタ自動車株式会社)]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
SC430	平成 17 年 8 月 ~ 平成 19 年 12 月

[日産自動車株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
キューブ(Z10型)	平成 12 年 8 月 ~ 平成 14 年 8 月
セフィーロ	平成 13 年 1 月 ~ 平成 14 年 12 月
リバティ	平成 13 年 4 月 ~ 平成 16 年 10 月
ブルーバードシルフィ	平成 13 年 4 月 ~ 平成 17 年 12 月
キャラバン	平成 13 年 5 月 ~ 平成 20 年 12 月
エクストレイル	平成 12 年 10 月 ~ 平成 19 年 6 月
ティアナ	平成 14 年 11 月 ~ 平成 20 年 12 月
ダットサン	平成 13 年 7 月 ~ 平成 14 年 8 月
サファリ	平成 14 年 1 月 ~ 平成 19 年 6 月
プレサージュ	平成 15 年 7 月 ~ 平成 20 年 12 月
フーガ	平成 16 年 10 月 ~ 平成 20 年 12 月
キューブ(Z12型)	平成 20 年 11 月 ~ 平成 24 年 2 月
マーチ	平成 22 年 6 月 ~ 平成 24 年 3 月
バネット	平成 16 年 3 月 ~ 平成 23 年 3 月

[ビー・エム・ダブリュー株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
316ti	平成 14 年 1 月 ~ 平成 14 年 11 月
318ti	

318i	平成 13 年 12 月 ~ 平成 14 年 11 月
318Ci	平成 14 年 2 月 ~ 平成 14 年 12 月
318i ツーリング	平成 14 年 1 月 ~ 平成 14 年 12 月
320i	平成 14 年 1 月 ~ 平成 15 年 2 月
325i	平成 14 年 1 月 ~ 平成 14 年 11 月
330i	平成 14 年 1 月 ~ 平成 14 年 12 月
330Ci	平成 14 年 2 月 ~ 平成 14 年 12 月
330Ci カブリオレ	平成 13 年 10 月 ~ 平成 14 年 12 月
M3	平成 14 年 2 月 ~ 平成 14 年 12 月

[本田技研工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アコード	平成 14 年 10 月 ~ 平成 20 年 3 月
アコードワゴン	平成 14 年 10 月 ~ 平成 19 年 12 月
インサイト	平成 20 年 12 月 ~ 平成 23 年 3 月
インスパイア/セイバー	平成 13 年 3 月 ~ 平成 14 年 11 月
エアウェイブ	平成 17 年 3 月 ~ 平成 22 年 8 月
エディックス	平成 16 年 6 月 ~ 平成 21 年 8 月
エリシオン	平成 16 年 4 月 ~ 平成 23 年 3 月
エリシオン プレステージ	
エレメント	平成 15 年 2 月 ~ 平成 17 年 9 月
クロスロード	平成 19 年 2 月 ~ 平成 22 年 8 月
ザッツ	平成 14 年 1 月 ~ 平成 19 年 6 月
シビック	平成 17 年 8 月 ~ 平成 22 年 8 月
シビック GX	平成 13 年 2 月 ~ 平成 16 年 11 月
シビック ハイブリッド	平成 13 年 11 月 ~ 平成 22 年 12 月
シビック フェリオ	平成 12 年 8 月 ~ 平成 17 年 7 月
ステップワゴン	平成 17 年 5 月 ~ 平成 21 年 9 月
ステップワゴン スパーダ	
ストリーム	平成 12 年 8 月 ~ 平成 23 年 3 月
ゼスト/ゼスト スパーク	平成 18 年 2 月 ~ 平成 23 年 3 月
パートナー	平成 18 年 3 月 ~ 平成 22 年 8 月
フィット	平成 13 年 6 月 ~ 平成 23 年 3 月
フィット アリア	
フィット シャトル	
フリード	平成 20 年 5 月 ~ 平成 20 年 12 月
モビリオ	平成 13 年 11 月 ~ 平成 20 年 4 月
モビリオ スパイク	平成 14 年 9 月 ~ 平成 20 年 4 月
ラグレイト	平成 13 年 10 月 ~ 平成 16 年 2 月
レジェンド	平成 16 年 9 月 ~ 平成 23 年 2 月
CR-V	平成 13 年 9 月 ~ 平成 23 年 3 月

FCXクラリティ	平成 20 年 5 月 ~ 平成 22 年 8 月
MDX	平成 15 年 2 月 ~ 平成 18 年 1 月

[マツダ株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
アテンザ	平成 14 年 3 月 ~ 平成 19 年 11 月
RX-8	平成 15 年 2 月 ~ 平成 15 年 6 月
ボンゴ	平成 16 年 3 月 ~ 平成 23 年 3 月
ボンゴブローニイ	平成 16 年 3 月 ~ 平成 22 年 7 月
タイタン	平成 16 年 2 月 ~ 平成 22 年 7 月

[三菱自動車工業株式会社]

通称名	対象となる車両の製造年月の範囲
ランサー	平成 15 年 12 月 ~ 平成 20 年 12 月
アイ	平成 17 年 12 月 ~ 平成 20 年 12 月
トライトン	平成 18 年 8 月 ~ 平成 22 年 4 月
デリカ(商用車)	平成 16 年 3 月 ~ 平成 23 年 3 月

なお、現在、タカタ製エアバッグのリコールを届出している以下の自動車メーカー等においては、今回の措置の対象となる車両はありません。

- アウディジャパン株式会社
- FCA ジャパン株式会社
- ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社
- ニコルレーシングジャパン合同会社
- McLaren Automotive Asia Pte Ltd
- 日野自動車株式会社
- フェラーリ・ジャパン株式会社
- フォード・ジャパン・リミテッド
- フォルクスワーゲングループジャパン株式会社
- プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社
- メルセデス・ベンツ日本株式会社
- UDTトラックス株式会社

自動車メーカー問い合わせ先

自動車メーカー名(五十音順)	お問い合わせ先 ※1	ウェブサイトURL ※2
アウディジャパン株式会社	0120-598-119	http://www.audi.co.jp/web/ja/service_accessory.html#page=/jp/web/ja/service_accessory/info_top/recall.html
いすゞ自動車株式会社	0120-119-113	http://www.isuzu.co.jp/recall/
FCAジャパン株式会社	0120-712-812	http://fcagrouprecallinfo.kir.jp/Rinfo/search/index.php
株式会社 SUBARU	0120-412-215	http://recall.subaru.co.jp/lqsb/
ダイハツ工業株式会社	0800-500-0182	https://www.daihatsu.co.jp/info/recall/search/recall_search.php
トヨタ自動車株式会社【トヨタ】	0800-700-7700	http://www.toyota.co.jp/recall-search/dc/search
【LEXUS】	0800-500-5577	http://lexus.jp/recall/
ニacol・レーシング・ジャパン合同会社	0120-699-250	http://alpina.co.jp/services/recall/recall-information/
日産自動車株式会社	0120-941-232	http://www.nissan.co.jp/RECALL/search.html
ビー・エム・ダブリュ株式会社	0120-269-437	http://bmw-japan.jp/after-service/recall_search.html
日野自動車株式会社	0120-106-558	http://www.hino.co.jp/j/service/recall/index.php
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	0120-509-300	http://web.volkswagen.co.jp/afterservice/etc/recall.html
プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社	0120-55-4106	http://www.citroen.jp/services/recall/
本田技研工業株式会社	0120-112-010	http://recallsearch4.honda.co.jp/sqs/r001/R00101.do?fn=link_disp
マツダ株式会社	0120-386-919	http://www2.mazda.co.jp/service/recall/
三菱自動車工業株式会社	0120-324-860	http://recall.mitsubishi-motors.co.jp/Recall/jspforward.do?page=/searchrecallstatus.jsp&refix=
メルセデス・ベンツ日本株式会社	0120-086-880	http://www.mercedes-benz.jp/my-service/recall/search/index.html
UDトラックス株式会社	0120-67-2301	https://www.udtrucks.com/ja-jp/service-and-parts/recall-info/recalls/recalls/2016/20160630

網掛けは、今回、車検で有効期間を更新しない措置の対象となる自動車メーカーになります。

※1 お持ちの車が今回の措置の対象になるかどうかの確認は、各自動車メーカー窓口までご相談ください。

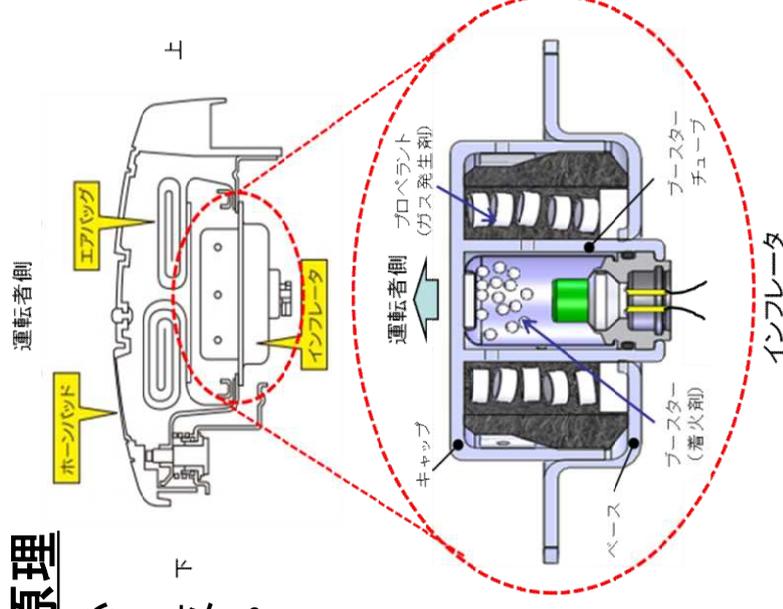
※2 各自動車メーカーのウェブサイトでは、お持ちの車のリコール届出状況等について確認できます。「車台番号」が必要になりますので、お手元に車検証をご用意ください。なお、今回の措置の対象かどうかについても、今後、ウェブサイトを更新して確認できるようにする予定です。

不具合発生状況

- 2004年以降、硝酸アンモニウムを使用したタカタ製エアバッグのガス発生装置(インフレーター)が異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生。
日本国内での走行中の事故: 8件 うち死者数: 0名 (負傷者数: 2名)
- 全世界での走行中の事故: 約200件 うち死者数: 少なくとも18名
 (米国13名<2009年2名、2013年1名、2014年2名、2015年4名、2016年3名、2017年1名>
 マレーシア5名<2014年1名、2016年4名>)
- 2008年以降、米国では累計4, 200万台以上、全世界では累計8, 100万台以上がリコール対象となった。
- 日本国内では、2009年以降自動車メーカー等24社から延べ134件のリコールが実施されており、累計1, 883万台が対象。(2017年7月時点)

エアバッグ・インフレーターの作動原理

コンピューターがエアバッグをふくらませる必要があると判定すると、インフレーター(ガス発生装置)に着火され、燃焼による化学反応でガスが発生し、エアバッグがふくらむ。



- ① 原因が特定されたリコール
 タカタにおけるエアバッグ・インフレーター(インフレーター)の製造管理が不適切であったために発生した不具合のリコール。
- ② 予防的リコール
 原因が特定されていない段階でも、僅かでも事故の可能性のあるものについてのリコール。
 主に、2015年5月以降にリコール届出。

① リコール対象車両の早期改修

【背景】

リコール届出された車両について、早期に改修を実施することが課題。

【対応】

- 自動車メーカーに対し、ユーザーに確実にリコール情報を伝達し、早期の改修促進策の検討・実施を指示。
- タカタ及び自動車メーカーに対し、他のインフレータ製作者とも協力し、交換部品の供給を確保するよう指導。
- 2015年3月以降、運輸支局において、タカタ製エアバッグのリコール未改修車に対し、車検証交付時に警告文を交付。2015年11月以降、ダイレクトメール未達のユーザー対策として、車検証交付時に住所変更を促す取組を実施。
- 2015年4月以降、国土交通省としても、リコール未改修車のユーザーの一部に対し、ダイレクトメールを送付するほか、職員による個別宅への訪問を実施。

2017年6月までに届出されたリコール	総台数	改修率(7月末)	未改修
原因が特定されたリコール	254万台	94.4%	14万台
予防的リコール	1,628万台	75.5%	398万台
合計	1,882万台	78.1%	412万台

② リコール対象車両の拡大

【背景】 タカタ等によるエアバッグインフレータの不具合に係る原因調査において、乾燥剤の入っていないものについては、その中にある火薬が、湿気のある状態で長期間の温度変化にさらされると劣化することが明らかになった。

【対応】 2016年5月、国内の自動車メーカーによるリコールの拡大スケジュール(対象約700万台)をとりまとめ自動車メーカー等に対し、当該スケジュールを可能な限り前倒してリコールするよう指導

③ 硝酸アンモニウムを使用したタカタ製インフレータの取扱い

2015年12月、予防的措置として、硝酸アンモニウムを使用したタカタ製インフレータの使用縮小・停止に向けた方針をとりまとめ、タカタ及び自動車メーカーなどに対し、適切に対応するよう指導。

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示」(案)に関する
意見募集について平成29年8月30日
国土交通省

国土交通省では、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示」(案)の制定を予定しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

<意見公募要領>

1. 意見募集対象

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示(案)について
(概要)(別紙の事項)

2. 意見送付要領

住所、氏名、職業(会社名又は所属団体名)、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。

(1) ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-5253-1640

国土交通省自動車局審査・リコール課 あて

ファクシミリでのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

(2) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局審査・リコール課 あて

郵送でのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

(3) 電子メールの場合

電子メールアドレス：g_TPB_GAB_SSA@mlit.go.jp

国土交通省自動車局審査・リコール課 あて

電子メールでの御意見の送付の場合はテキスト形式として下さい。

3. 意見募集期限

平成29年8月30日から平成29年9月29日まで(※必着)

4. 注意事項

頂いた御意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。(匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。)

また、電話によるご意見への対応、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予めその旨ご了解願います。

5. お問い合わせ先

国土交通省自動車局審査・リコール課 電話番号：03-5253-8111(内線42363)

意見提出様式例

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(団体名) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	(該当箇所)
	(ご意見)
	(理由)

**「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示」(案)に関する
意見募集について
(概要)**

1. 背景

タカタ製エアバッグは、ガス発生装置（インフレーター）が異常破裂し、金属片が飛散する不具合が発生しているため、平成21年以降リコールを実施している。

これまでも、未改修車に対し車検時に警告文の交付を行う等の改修促進の取組を進めているが、本年7月の国内の改修率は78.1%であり、なお約410万台の未改修車があること、異常破裂による死者が全世界で少なくとも18人を数え、一刻も早い改修が必要であること等を踏まえ、これまでの取組に加え、新たに、異常破裂する危険性が高い未改修車について、車検の際に改修の有無をチェックした上で未改修車は車検を更新しない措置を講ずる。

2. 未改修車を車検で有効期間を更新しない措置の概要

(1) 対象範囲・措置（告示により規定）

平成28年4月以前にリコール届出されているものであって、異常破裂する危険性が高い特定のインフレーターを使用したエアバッグを搭載した、次のリコールの未改修車（以下「措置対象未改修車」）を対象範囲とする（約170万台）。なお、対象外の車両については、引き続き技術的な情報等を収集し、危険性が高いと判断した場合には対象に追加する。

- ① 原因が特定されたリコール（自動車メーカーが、インフレーターの気密性が不十分であり製造管理が不適切であるとして、原因が特定されたリコールに相当するものと主張しているものを含む）
- ② 予防的リコールのうち、国内で異常破裂したインフレーターと同じタイプを使用した、次のエアバッグを搭載した車両に係るリコール

運転席：平成22年以前の仕様のSDIタイプのインフレーターを使用したエアバッグ

助手席：平成22年以前の仕様のSPIタイプのインフレーターを使用したエアバッグ

上記の措置対象車両の範囲（別添参照）を定める告示（「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示」）を定めることとする。

(2) 車検時の判定方法（通達により規定）

措置対象未改修車に係る情報を自動車登録検査業務電子情報処理システム（軽自動車については、軽自動車検査業務電子情報処理システム。以下「MOTAS」

という)に入力しておく。

運輸支局等の窓口において、車検の有効期間更新のためMOTASへOCRシートを挿入する際、措置対象未改修車を自動判定し、有効期間の更新を行わない。この場合において、自動車メーカーが発行する改修済みであることを証明する書面の提出があった場合には、改修済みであるものとして取り扱う。

(3) 自動車メーカーの取組（通達により規定）

- ① 車検を受ける前に、ユーザー自身や整備工場が措置対象未改修車か否かを一台ごとに容易に確認できるようにするため、ウェブサイト等に検索システムを構築する。
- ② 車検時に措置対象未改修車か否かをMOTAS上で自動判定するためには、MOTAS中の情報を常に最新の状態にする必要があるため、改修状況を国土交通省に遅滞なく報告する。
- ③ 未改修車の改修促進を図るための周知を強化するとともに、迅速に改修できるよう、交換部品を十分に確保するなど体制を整備する。
- ④ 改修作業が完了してからMOTASに改修状況が反映されるまでに一定程度の期間を要するため、改修済みであってもMOTASが措置対象未改修車と判定する可能性があることから、改修作業を行ったとき（改修を実施したとみなす車両については、その判断を行ったとき）は改修済みであることを証明する書面を発行する。
- ⑤ 継続検査、定期点検整備等の際にユーザーが整備工場に未改修車を持ち込む場合において、ユーザー及び整備工場の負担の軽減を図りつつ、早急かつ円滑に改修作業が実施されるよう特に配慮をしなければならない。

(4) 車検時に有効期間更新が止められた車両の取扱い（通達により規定）

運輸支局等でMOTASから出力されたリコール車警告文を添付し、申請書及び添付書類を申請者へ返却する。

(5) その他

国土交通省としては、関係者と協力し、ユーザーへの周知徹底を図ることにより、引き続きリコール改修の一層の促進を図る。

3. スケジュール（予定）

パブリックコメント開始：平成29年 8月
告示・通達公布：平成29年10月
周知・検索システムの構築：
施行：平成30年 5月

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示（案）に定める対象範囲

次に掲げる届出番号（一のリコール届出ごとに付される届出の番号をいう。）に該当するものであって、これらのリコール届出に係る改善措置が実施されていない自動車。ただし、第三十四号、第四十二号、第四十三号、第四十七号及び第四十八号に掲げるリコール届出については、製作年月日が平成二十三年三月三十一日以前の自動車に限る。

- 一 2565
- 二 2567
- 三 2568
- 四 3139
- 五 3140
- 六 3141
- 七 3142
- 八 3369
- 九 3375
- 十 3376
- 十一 3381
- 十二 3382
- 十三 3427
- 十四 3456
- 十五 3471
- 十六 3474
- 十七 3475
- 十八 3483
- 十九 3489
- 二十 3492
- 二十一 3493
- 二十二 3502
- 二十三 3563
- 二十四 3564
- 二十五 3565
- 二十六 3567
- 二十七 3568
- 二十八 3569
- 二十九 3571
- 三十 3576

三十一 3578
三十二 3579
三十三 3580
三十四 3581
三十五 3582
三十六 3586
三十七 3588
三十八 3590
三十九 3591
四十 3592
四十一 3601
四十二 3605
四十三 3610
四十四 3638
四十五 3674
四十六 3696
四十七 3758
四十八 3769
四十九 3770
五十 外-1602
五十一 外-1622
五十二 外-1651
五十三 外-1652
五十四 外-1804
五十五 外-1805
五十六 外-1918
五十七 外-1919
五十八 外-1933
五十九 外-2058
六十 外-2059
六十一 外-2060
六十二 外-2114
六十三 外-2127
六十四 外-2173
六十五 外-2174
六十六 外-2175

六十七 外-2188

六十八 外-2189

六十九 外-2190

七十 外-2207

七十一 外-2208

七十二 外-2242

七十三 外-2243

七十四 外-2244

資料4
○国土交通告示第 号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第十八条第一項から第三項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示を次のように定める。

平成二十九年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第六十三条の三第一項の規定によりされた届出（以下「リコール届出」という。）のうち当該リコール届出に付された番号が次の各号に掲げるものに該当するものに係る自動車であつて、当該リコール届出に係る改善措置が講じられていないものについては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）第百七十八条第一項、第八項及び第九項の規定にかかわらず、法第五十九条第一項の新規検査、第六十二条第一項の継続検査、第六十三条第二項の臨時検査、第六十七条第三項の構造等変更検査又は第七十一条第一項の予備検査において、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第百七十八条第一項、第八項及び第九項に規定する基準に適合しないものとして取り扱うものとする。ただし、当該リコール届出に付された番号が第三十四号、第四十二号、第四十三号、第四十七号又は第四十八号に掲げるものに該当するリコール届出に係る自動車であつて、平成二十三年四月一

日以降に製作されたものについては、この限りでない。

一	2565
二	2567
三	2568
四	3139
五	3140
六	3141
七	3142
八	3369
九	3375
十	3376
十一	3381
十二	3382
十三	3427
十四	3456
十五	3471

十六 3474
十七 3475
十八 3483
十九 3489
二十 3492
二十一 3493
二十二 3502
二十三 3563
二十四 3564
二十五 3565
二十六 3567
二十七 3568
二十八 3569
二十九 3571
三十 3576
三十一 3578

三十二	3579
三十三	3580
三十四	3581
三十五	3582
三十六	3586
三十七	3588
三十八	3590
三十九	3591
四十	3592
四十一	3601
四十二	3605
四十三	3610
四十四	3638
四十五	3674
四十六	3696
四十七	3758

四十八 3769
四十九 3770
五十 外-1602
五十一 外-1622
五十二 外-1651
五十三 外-1652
五十四 外-1804
五十五 外-1805
五十六 外-1918
五十七 外-1919
五十八 外-1933
五十九 外-2058
六十 外-2059
六十一 外-2060
六十二 外-2114
六十三 外-2127

- 六十四 外-2173
- 六十五 外-2174
- 六十六 外-2175
- 六十七 外-2188
- 六十八 外-2189
- 六十九 外-2190
- 七十 外-2207
- 七十一 外-2208
- 七十二 外-2242
- 七十三 外-2243
- 七十四 外-2244

附 則

この告示は、平成三十年五月一日から施行する。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示に関する取扱要領（案）

（本要領の適用）

第1条 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第57条の2第1項に規定する自動車製作者等（以下単に「自動車製作者等」という。）が法第63条の3第1項の規定によりされた届出（以下「リコール届出」という。）のうち当該リコール届出に付された番号が道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示（平成29年国土交通省告示第〇号。以下「特例告示」という。）各号に掲げるものに該当するものに係る自動車（以下「特定リコール対象車両」という。）であって、当該リコール届出に係る改修が実施されていないもの（以下「未改修車両」という。）の取扱い、本要領に定めるところによる。

（自動車製作者等による改善措置済証の用紙の発行）

第2条 リコール届出をした自動車製作者等は、未改修車両についてリコール届出に係る改修を実施しようとするとき又は不具合部品が取り付けられていないことを確認すること等により当該改修を実施したものとみなすことができると判断したときは、当該改修を実施する事業者に対し、改善措置済証の用紙を発行しなければならない。

- 2 前項の改善措置済証の用紙は、別記様式による。
- 3 第1項の改善措置済証の用紙の発行は、電磁的方法によることができる。

（事業者による改善措置済証の交付）

第3条 未改修車両についてリコール届出に係る改修を実施した事業者（以下「リコール改修実施事業者」という。）は、前条第1項の規定により自動車製作者等が発行した改善措置済証の用紙（電磁的方法により発行された場合は、これを印刷したものをいう。以下同じ。）に署名をして、これを当該自動車の使用者へ交付しなければならない。

- 2 リコール改修実施事業者は、前項の規定により改善措置済証を交付したときは、遅滞なく、その旨を当該改善措置済証の用紙を発行した自動車製作者等に報告しなければならない。

（リコール届出に係る改修の実施状況の報告）

第4条 リコール届出をした自動車製作者等は、法第63条の3第4項に定めるもののほか、特定リコール対象車両についてのリコール届出に係る改修の実施の有無を国土交通大臣（特定リコール対象車両が検査対象軽自動車である場合にあっては、軽自動車検査協会。以下同じ。）に報告し、未改修車両について当該改修が実施されたときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告に係る情報を自動車

登録検査業務電子処理システム（当該報告が検査対象軽自動車に係るものである場合にあっては、軽自動車検査業務電子情報処理システム。以下「MOTAS等」と総称する。）に記録するものとする。

（申請者による改善措置済証の提出）

第5条 特定リコール対象車両（前条第2項の規定により MOTAS 等にリコール届出に係る改修が実施された旨の記録がなされた自動車を除く。）について、法第59条第1項の新規検査、第62条第1項の継続検査、第63条第2項の臨時検査、第67条第3項の構造等変更検査又は第71条第1項の予備検査（以下「新規検査等」という。）を受けようとする者は、当該自動車についてリコール届出に係る改修が実施されていることを証する書面として、第3条第1項の規定によりリコール改修実施事業者から交付された改善措置済証を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、新規検査等の申請者から前項の規定による改善措置済証の提出がないときは、自動車検査証の備考欄に「特例告示対象」である旨の記載と当該申請に係る自動車の審査結果通知（検査対象軽自動車にあっては、検査票通知。以下同じ。）がなされた日（以下「審査結果通知日」という。）の日付印の押印を行い、これを新規検査等の申請書及び添付書類とともに申請者に返却するものとする。なお、有効な改善措置済証を添付した上で再度自動車検査証の提出が行われた場合にあっては、当該提出が行われた日が審査結果通知日から15日以内であれば、既に回収している審査結果通知を有効なものとして処理して差し支えない。
- 3 前項の返却を行う場合にあっては、申請者に対して、MOTAS等から出力されたリコール車警告文を交付し、限定自動車検査証は交付しないものとする。

（特例告示の適用）

第6条 特例告示の規定は、未改修車両に係る新規検査等において、自動車登録ファイル（未改修車両が検査対象軽自動車である場合にあっては軽自動車検査ファイル）への検査の記録のために OCR シートを読み込む際（新規検査等の申請が自動車保有関係手続のワンストップサービスを用いてなされた場合にあっては、当該申請がなされた際）に適用するものとする。

（未改修車両の検索システムの構築）

- 第7条 リコール届出をした自動車製作者等は、自動車の使用者、自動車分解整備事業者その他の特定リコール対象車両に係る情報の確認を行おうとする者が、当該情報を容易に検索又は確認できるようにするため、特定リコール対象車両及び未改修車両のデータベース及び検索システムを構築しなければならない。
- 2 前項のデータベース及び検索システムは、以下に掲げる要件を満たすものでなければ

ならない。

- 一 インターネットを通じて閲覧及び使用できるものであること。
 - 二 車台番号等から、車両1台ごとに、特定リコール対象車両への該当の有無、リコール届出に係る改修の実施状況その他必要な情報を容易に検索することができる機能を有するものであること。
 - 三 リコール届出に係る改修の実施状況が、遅滞なく更新されるものであること。
 - 四 当該データベース及び検索システムのメンテナンスのための必要な時間を除き、常に使用可能であるものであること。
- 3 第1項の規定によりデータベース及び検索システムを構築した自動車製作者等は、当該データベース及び検索システムの使用方法等に係る関係者からの問合せに対応できる体制を確保しなければならない。

(改修の早期実施)

第8条 リコール届出をした自動車製作者等は、当該リコール届出に係る改修の実施の促進を図るための周知を徹底するとともに、当該改修を早期に実施するための体制を確保し、未改修車両の自動車検査証の有効期間の満了前に当該改修を実施するよう努めなければならない。

(自動車製作者等による改修促進のための配慮義務)

第9条 リコール届出をした自動車製作者等は、未改修車両の使用人が継続検査、定期点検整備等の際に当該車両を整備事業者を持ち込む場合において、自動車の使用者及び整備事業者の負担の軽減を図りつつ、早急かつ円滑に当該リコール届出に係る改修が実施されるよう特に配慮をしなければならない。

附 則

この通達は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

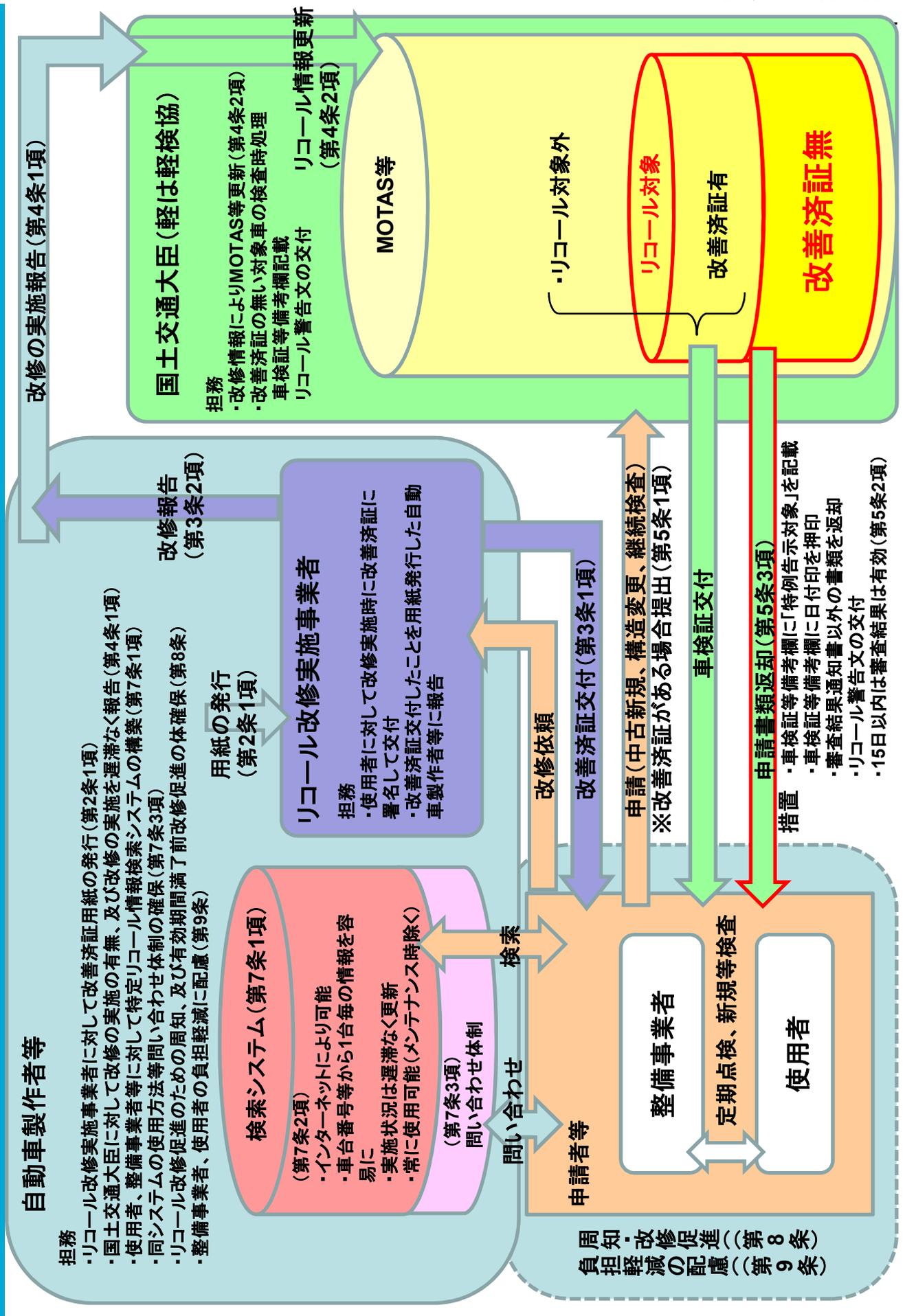
- 一 第5条及び第6条の規定 平成30年5月1日
- 二 第1条、第8条及び第9条の規定 公布の日

様式 (改善措置済証) (第2条第2項関係)

改 善 措 置 済 証			
下記の車両は、下記のリコール届出番号について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第63条の3第1項の届出に係る改修を実施したことを証明する。			
1 リコール届出番号	2 車台番号	3 自動車登録番号／車両番号	
4 改修作業 年月日	年 月 日	5 改修作業実施者	事業者名 住所、電話番号 <div style="border: 2px solid red; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 40px;">印</div>
6 発行者		事業者名 住所	
7 備考			

車検を受ける際に必要となる場合がございますので、必ず車検証と一緒に保管してください。
万一ご不明の点がございましたら、ご遠慮なく上記連絡先へお問い合わせください。

【参考】通達の全体説明



(Q&A)

Q. 継続検査等の申請時にMOTASにより未改修車両であることが判明した場合、保安基準適合証の有効性如何。
また、未改修車両に保安基準適合証を交付した場合、指定自動車整備事業者は処分されるのか。

A.

- 特例告示が適用されるのは、継続検査時等にMOTASへOCRシートを読み込む際であるため、指定整備において保安基準適合証を交付することは可能です。

したがって、継続検査時等の申請時にMOTASにより未改修車両であることが判明しても、完成検査日から15日間は保安基準適合証は有効です。

ただし、車検を更新するには完成検査日から15日以内に改善措置済証を取得し、その他の申請書類と合わせて窓口に提出する必要があります。

なお、15日を過ぎてしまった場合は、持込検査に切り替えるか、保安基準適合証を再度交付するのであれば、再び点検・整備・検査を行う必要があります。

- また、特例告示の適用はOCRシートを読み込む際であることから、未改修車両に対し完成検査を実施したとしても、保安基準適合証に署名をした自動車検査員及び保安基準適合証を交付した指定自動車整備事業者は、処分の対象にはなりません。